

# 一般社団法人日本温泉科学会会長および副会長選任規程

平成 29 年 6 月 10 日制定

## (総 則)

第 1 条 本規程は一般社団法人日本温泉科学会定款第 16 条第 5 項に基づく会長および副会長（第一副会長，第二副会長）の選任について定める。

2 会長および 2 名の副会長は代表理事とする。

## (会長の選任)

第 1 条 社員総会後に理事会を開催し，互選で会長を選任する。

## (副会長の選任)

第 3 条 会長は第一副会長および第二副会長を指名し，理事会の承認を得る。

2 会長は第一副会長および第二副会長を書面または電磁的方法で 7 日以内に社員総会に報告する。

第 4 条 新たに会長および副会長に選任された者は，一般社団法人日本温泉科学会に就任承諾書を提出しなければならない。

## (規程の変更)

第 5 条 本規程の変更は理事会の決議による。

## 付 則

本規程は，平成 29 年 4 月 5 日に遡って施行する。